

刑事法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は、それぞれ1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、X、Yの罪責を論じなさい。ただし住居侵入罪および特別法違反の成否については論じる必要がない。

Xは指定暴力団A会の幹部組員であった。A会では、2018年秋ごろ、会に納入されるべき資金を私的用途に流用したとして、組員であったBを破門していたが、Bがその処分に従わず、他の暴力団組員と交際しているなどしていたため、会長であるYを中心に、Bに制裁を加えることを決定していた。Xはその決定の際の話し合いにおいて、Bに制裁を加えることを強硬に主張していた。

2019年2月に、A会組員Cから、Yのところへ、Bを発見したので後を付けていたら、Bは自宅に入っていた、との連絡が入った。Bは一軒家で、独り暮らしをしており、YらA会関係者もそのことは知っていた。Yは、Xと組員Dに指示して、自動車でCの下に急行させた。Xらは、Cに合流して、3名でBの動静をうかがっていた。そうしたところBが自宅から出てきた。Bを見たXは、所携のなたを示して「やってもうたろか」などと怒鳴り付け、さらにBの目の前でなたを振り回した。Xの激しい剣幕を見たCとDは、Yに命令されていることもあり、Bに制裁を加える覚悟を決めた。Xらは、近隣住民に見られることを気にして、Bを連行してB宅に入った。

B宅にて、XとDがBを監視している間に、Cが携帯電話にてYに状況の報告を行った。CがYに状況を説明している最中、Bは終始ふて腐れた態度をとっており、Xは、そのことに激高し激しい興奮状態に陥った。Xは、「ふざけんな」と叫び、Bの頭部等を側にあった椅子で殴打し、Bは倒れ込んだ。Xの叫び声とBが倒れ込む音を電話越しに聞いたYは、Xがいつも興奮すると暴れまわって手が付けられなくなることから、騒ぎが大きくなって警察に通報されることを懸念した。Yは、CにXと電話を替わらせ、Xに対して、自宅に戻り、睡眠薬を飲んで寝るように強く命じた。Xは、Yの命令には逆らえないことから、仕方なく、その場を離れた。

残されたCらは、引き続きBの監視をしていたが、Bは隙を見て外に逃走を図った。CらはB宅の玄関を出たところで、Bを確保し、B宅に連れ戻した。Bが逃走を図ったことに激怒したCらは、かわるがわる手拳でBを殴打し、Bは衰弱してうずくまってしまった。Cから携帯電話での状況報告を受けたYは、「一思いに楽にしてやんな」と指示した。Yから殺害の指示が出たと考えたCはDに「やるしかねえな」といい、Dも頷いた。Dは、Bを抱え上げると、所携のナイフを取り出して、Bの左胸に突き刺した。Bは出血多量で死亡した。Cから電話で報告を受けたYは、「よくやった」と満足そうに述べた。その頃、自宅に帰ったXは、普段より多量に睡眠薬を飲み、深い眠りについていた。

刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい。ただし、住居侵入罪の成否については論じる必要がない。

A宅は2軒の住宅から成っており、1軒は木造スレート葺*2階建、床面積約152平方メートルの本宅と呼ばれる建物であり、A一家が居住しているものであった。もう1軒は木造トタン葺平屋建、床面積約115平方メートルの別宅と呼ばれる建物であり、かつてはAの父母が居住していたが、父母の死後空き家となり、Aが趣味の彫刻を行うための作業場として使用していた。Aは、休みの日にはほぼ別宅に籠って、彫刻を製造していたほか、平日でも仕事から帰ってきては、自らが造った彫刻を眺めてほれほれするために数時間別宅に入り浸っていたりした。

本宅と別宅は、側壁および天井を有する長さ約7.5メートルの渡り廊下で構造上連結されていた。渡り廊下の本宅側と別宅側のそれぞれの入口には、防火扉である鉄製扉が後から増設されており、渡り廊下の屋根から床面に至るまでの部材の中には可燃物は見当たらなかった。

別宅の玄関ドアは、木製外開きドア（縦198センチメートル、横80センチメートル）であって、木製の外枠の内側部分に2個の蝶番で接合されていた。玄関ドアは、適合する専門器具を用いれば取り外すことが可能であったが、老朽化や破損の場合以外は取り外しや取り替えが予定されていなかった。

Xは、ストレスを発散するために、A宅に火を点けることを思い立ち、A宅の敷地内に積み上げられていた段ボールを、A宅の別宅玄関ドアの前に移動させ、段ボールにライターで着火した。段ボールは次々と燃え広がり、玄関ドアの下部に燃え移った。段ボールがあらかた燃え尽きた後も、なお玄関ドアは下部から徐々に燃え始めていたが、ちょうど庭に出たAが別宅玄関ドアが燃えていることに気が付き、庭にあった給水用ホースで大量の水をかけたため、鎮火した。玄関ドアの下部は、最大で約5ミリメートルの深度で炭化していたが、外枠を含む玄関ドア以外の部分に燃え広がることはなかった。

Xがライターに着火した当時、本宅にはAが在宅していたが、別宅は無人だった。Xはライター着火前に、A宅を周到に見回っていたため、本宅には人が在宅していること、別宅は無人であることを知っていた。

注

*スレート葺とは、セメントを主体に石綿を混ぜたものなどを板状に加工したものにより屋根を覆うことをいう。

刑事訴訟法

次の【事例】を読んで、後の小問1、小問2、小問3に答えなさい。なお、各小問はそれぞれ独立した問いであるものとする。

【事例】

Aは傷害の被疑事実を理由として、逮捕された。当番弁護士として派遣された弁護士Bが接見したところ、AはBに対して、「先生を辩护人として選任したい。Vに怪我を負わせたことは認める。家族やペットのことが心配なので、早くここを出たい。また、10日後には法科大学院入試を控えている。手段を尽くしてほしい」と述べた。辩护人として選任されたBは、勾留を回避するために、検察官などと連絡をとったが、勾留請求された上で、(1) Aについて勾留する旨が決定された。

Aは、傷害の事実で起訴され、公判に付された。辩护人Bが被害者Vのもとを訪れ、示談をするための交渉を行おうとしたところ、Vから「(2) 罪を認めている被告人に、なぜ辩护人が付されるのか。納得がいかない」と言われた。

小問1

下線部(1)について、勾留されたAを、公訴提起される前に身体拘束から解放するために、刑事訴訟法上、Bはどのような法的手段をとりうるか。各手段について、事例に即して簡潔に説明しなさい。

小問2

下線部(1)について、検察官は「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」として勾留請求したものとする。裁判官が勾留するか否かを判断する際、①Aが被害者Vと接触する可能性、②Aを監督する両親の存在、③Vに対する傷害の程度、④10日後に法科大学院入試を受験予定であること、⑤Aが傷害の事実を認めていることは、勾留の要件において、どのように考慮すべきか。簡潔に説明しなさい。

小問3

下線部(2)について、刑事手続において、罪を認めている被告人に辩护人を付することには、どのような意義があるか。説明しなさい。